

福岡県公報

平成二十五年一月二十五日
第三千四百六十五号
増刊 ①

目次

規則(第一号)

○福岡県職業能力開発促進条例施行規則

(職業能力開発課) ……………一

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………九

規則

福岡県職業能力開発促進条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年一月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第一号

福岡県職業能力開発促進条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県職業能力開発促進条例(平成二十四年福岡県条例第六十号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、法及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)並びに条例において使用する用語の例による。

(訓練科)

第三条 本県が設置し、又は管理運営する公共職業能力開発施設(以下単に「公共職業能力開発施設」という。)の普通課程又は短期課程の訓練科は、福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)第百十一条の表の訓練科の欄及び同規則第百

十四条の表の訓練科の欄に定めるとおりとする。

2 前項の訓練科のうち職業能力開発校に係る訓練については、知事が別に定めるところにより行うものとする。

(休校日)

第四条 公共職業能力開発施設の休校日は、次のとおりとする。ただし、天災その他やむを得ない場合であつて知事が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休校することができる。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定する休

日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日まで

四 前各号に掲げる日のほか、知事が休校日と定めた日

(訓練生の募集)

第五条 知事は、訓練生の募集に当たっては、募集要項を作成し、これを公共職業能力開発施設内に掲示するとともに、募集に必要な措置を講じなければならない。

(入校手続)

第六条 条例第八条の規定により知事の許可を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、入校願書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類の提出については、障害者職業能力開発校への応募者に限る。

一 最終出身学校の卒業を証明する書類(当該学校が、天災、火災等に遭つて、当該書類を取得することができない場合その他知事が当該書類の提出の省略を認める場合を除く。)

二 健康診断書(様式第二号)。ただし、応募者が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校に在学中のときは、当該学校長の健康診断に係る証明をもって代えることができる。

三 写真(入校願書の提出前六月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦四・〇センチメートル、横三・〇センチメートルのもの)

四 その他知事が必要と認める書類

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

2 前項の規定にかかわらず、入校願書及び前項各号に掲げる書類は、応募者の住所を管轄する公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）を経由して提出することができる。

（入校の許可等）

第七条 知事は、応募者につき、安定所長と協議して選考を行うものとする。

2 前項の選考は、書類審査、筆記考査若しくは面接又はこれらの方法を併せて用いることにより、訓練生としての適性を判定して行う。

3 知事は、前二項の選考の結果に基づき入校を許可し、その旨を当該入校を許可された者及び安定所長に通知するものとする。

（誓約書等）

第八条 前条第三項の規定により入校を許可された者は、入校する際に誓約書（様式第三号）及び健康診断書を知事に提出しなければならない。ただし、健康診断書について、短期課程の普通職業訓練を受ける者（障害者職業能力開発校への入校を許可された者を除く。）は、知事が特に定めた場合には、その提出を省略することができる。

（欠席届）

第九条 訓練生は、病気その他の理由により欠席しようとするときは、あらかじめ欠席届（様式第四号）を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、事後に提出することができる。

2 訓練生は、欠席が五日以上にわたるときは、医師の診断書その他欠席の理由を明らかにした書面を欠席届に添えて提出しなければならない。

（退校願等）

第十条 条例第九条の規定により知事の許可を受けようとする訓練生は、退校願（様式第五号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第九条の規定により公共職業能力開発施設の訓練生の退校を許可した場合は、その旨を当該退校を許可された訓練生に通知するものとする。

（障害者職業能力開発校の訓練生の退校等）

第十一条 障害者職業能力開発校の訓練生については、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）第六条及び第二十二条の規定を準用する。

（安定所長への通知）

第十二条 知事は、公共職業能力開発施設の訓練生が退校した場合は、その旨を安定所長に通知するものとする。

（進級及び修了証書）

第十三条 知事は、試験の結果その他の評価により訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が進級に値すると認められる場合に当該訓練生を進級させるものとする。

2 知事は、所定の課程を修了した訓練生に対し修了証書（様式第六号）を交付するものとする。

（訓練生指導要録の作成）

第十四条 知事は、訓練生の訓練期間中の状況を記録するため、訓練生指導要録を別に定めるところにより作成しなければならない。

（表彰）

第十五条 知事は、所定の課程を修了した訓練生であつて、他の模範となるものを表彰することができる。

（補則）

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（福岡県高等技術専門学校等運営規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 福岡県高等技術専門学校等運営規則（昭和四十五年福岡県規則第七号）

二 福岡県技能労働者等訓練援助規則（昭和四十年福岡県規則第四十七号）

様式第1号その1(第6条)

入 校 願 書

平成 年 月 日

殿

写真貼付け欄
(40×30mm)

1. 上半身、正面、脱帽
2. 6ヶ月以内に撮影したもの

ふりがな				男・女	生年月日	昭和 平成	年 月 日生	満 歳(入校日時点)
氏名								
現住所	〒 -					電話番号	※日中の必ず連絡の取れる連絡先(携帯でも可)を記入してください。 - -	
※郵便物が確実に届くように記入してください。								

希望する訓練科 (委託訓練希望の場合は第1志望のみ。)	第1志望	科 月開始	通校方法 徒歩 JR 電車 バス 自転車 バイク 自動車 その他()
	第2志望	科 月開始	
			通校所要時間 計 時間 分

最終学歴	() 科)	昭和 平成 年 月 第 学年 卒業(修了)・卒業(修了)見込
※中学、高校、短大、国立高専、大学等の校名を記入してください。		

その他の学校歴等	() 科)	昭和 平成 年 月 卒業(修了)・卒業(修了)見込
※専修学校・各種学校等の学校歴がある場合に記入してください。		

職歴 (新しい職歴順に記入してください。)	勤 務 期 間		職 務 内 容	
	昭和・平成	年 月から		
	昭和・平成	年 月まで		
	昭和・平成	年 月から		
	昭和・平成	年 月まで		

保有免許・資格 (希望の訓練科に関係する免許等があれば記入してください。)	年	月	資格の種類及び免許	公共職業訓練 受講歴の有無	有・無
	昭和 平成				
	昭和 平成				
	昭和 平成				

※以下の欄は記入不要(安定所の記入欄)

(*)職安	福岡(東・南・西・中央)	北九州(八幡・戸畑・若松・小倉・門司・行橋・豊前)	左記職安以外 ()	(*)単独・共管
	筑後(久留米・大川・大牟田・八女・朝倉)	筑豊(飯塚・直方・田川)		
(*)指示	雇用保険・推薦・学卒 上記以外()		(*)受験番号	

(*)公共職業訓練の受講歴が有の場合に記入

実施機関	訓練科名	受講期間
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月

特記事項

様式第1号その2(第6条)
<表面>

入 校 願 書

平成 年 月 日

殿

本 人 氏名

【代筆者 氏名

印 本人との続柄

写真貼付け欄
(40×30mm)

1. 上半身、正面、脱帽
2. 6ヶ月以内に撮影したもの

ふりがな				男・女	生年月日	昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
氏 名							
現住所 <small>※郵便物が確実に届くように記入すること。</small>	(〒)			※日中必ず連絡の取れる連絡先を記入すること。			
				電話(携帯可)	- -		
				F A X	- -		

希望する 訓練科 <small>(委託訓練の場合は第1志望のみ記入)</small>	第1志望	科	通校入寮区分 <small>(委託訓練の場合は記入不要)</small>
	第2志望	科	
	第3志望	科	通校・入寮

障害の概要	原因となった傷病名						
	同 上 の 分 類	先天性・疾病・交通災害・産業災害・その他()					
	障 害 発 生	[時]	昭和 平成	年 月 日	[所]		
	現 症 状						
	身体障害者手帳	府・県・市	第 号	昭和・平成	年 月 日交付	種 級	
	障 害 部 位 <small>(手帳記載のとおり記入)</small>						
	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	府・県・市	第 号	昭和・平成	年 月 日交付	種 級	
	療 育 手 帳	府・県・市	第 号	昭和・平成	年 月 日交付	判定 ()	
主治医の意見書	有 ・ 無						
最終学歴	(科)			昭和 平成	年 月	第 学年	卒業(修了)・卒業(修了)見込
<small>※中学、高校、短大、国立高専、大学等の校名を記入すること。</small>							

<裏面>

職 歴 (新しい職歴順に 記入すること。)	勤 務 期 間		職 務 の 内 容			
	昭和・平成	年 月から				
	昭和・平成	年 月まで				
	昭和・平成	年 月から				
昭和・平成	年 月まで					
保有免許・資格 (希望の訓練科に関 係する免許等があ れば記入すること。)	年	月	資格の種類及び免許		公共職業訓練 受講歴の有無	有 ・ 無
	昭和 平成					
	昭和 平成					
	昭和 平成					

※以下の欄は記入不要

安 定 所 の 所 見	入 校 指示区分	1 雇用対策法 (条 項 号) 2 雇用保険法 () 3 推 薦 () 4 そ の 他 ()				
	雇用保険 受給資格	受給中である(1日 円) 受給手続中である 在職中である その他()				
	そ の 他	生活保護受給中 その他()				
	公 共 職 業 訓 練 受 講 歴	※受講歴がある場合に記入				
		実施機関名	訓練科名	受講時期		
				年 月 ~ 年 月	修了・中退	
				年 月 ~ 年 月	修了・中退	
				年 月 ~ 年 月	修了・中退	
	受 付 日 年 月 日	平成 年 月 日受付 公共職業安定所 担当係官 氏名 係 電話 () 局 番				
	特 記 事 項	・受験希望地、特に配慮が必要な事項、その他必要に応じて記入 ・委託訓練受講希望の場合は、以下についても記入 ※福祉施設利用中 該 当 ・ 非該当 ↓ 入所・通所 (施設名:) ※福祉施設 【旧体系の】 身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的 障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設 【新体系の】 障害者支援施設(訓練入所除く)				

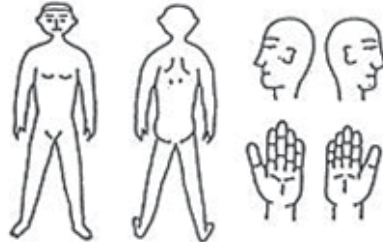
様式第2号(第6条及び第8条)

健 康 診 断 書

氏 名		男・女	生年月日	昭和 平成	年 月 日
身 長		cm	既 往 症		
体 重		kg	胸部X線検査		
視 力	左 () 右 ()		尿中の糖及び 蛋白の有無 (40歳以上の者)		
聴 力	左 右		自覚症状及び他 覚症状の有無		
血 圧	最高 最低				

※次の1から5までの事項については障害者のみ記載すること。

- 1 診断名 原因
- 2 四肢躯幹の変形欠損及び機能障害の状況
- 3 病状の動静(固定、進行)
- 4 臓器疾患の有無
- 5 精神障害の有無



就業に対するの総合意見(必ず記載すること)

上記のとおり診断する

平成 年 月 日

住 所
医 師 氏 名



様式第3号(第8条)

誓約書

平成 年 月 日

殿

科 名 () 科
 本 人 (氏名) 印
 保 護 者 (氏名) 印

このたび貴校に入校を許可されました上は、貴校の諸規則を堅く守り専心技能習得に努めることを誓います。

注 本人が未成年者の場合にあつては、保護者の氏名を記入の上、押印すること。

様式第4号(第9条)

欠席届

平成 年 月 日

殿

科 名 () 科
 氏 名 印

私は、下記の理由により欠席したいのでお届けします。

記

欠席期間	平成 年 月 日から	日間
	平成 年 月 日まで	

理由

様式第5号(第10条)

退校願

平成 年 月 日

殿

科 名 () 科
本 人 (氏名) 印
保 護 者 (氏名) 印

私は、下記の理由により退校したいので許可願います。

記

理由

注 本人が未成年者の場合にあつては、保護者の氏名を記入の上、押印すること。

様式第6号(第13条)

第 号

修了証書

(氏 名) 昭和
(生年月日) 平成 年 月 日生

上記の者は本校において職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による次の職業訓練を修了したことを証する

職業訓練の種類

訓練課程

訓練科の名称

総訓練時間 時間

平成 年 月 日

印

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 大牟田市の項中

医療法人親仁会みさき病院	〃 大字岬二二三〇番地
医療法人東翔会東原整形外科病院	〃 大字田隈八三〇番地の一

を

医療法人親仁会みさき病院	〃 大字岬二二三〇番地
--------------	-------------

に改める。

二 老人ホームの項中

住宅型有料老人ホームモナトリエ	〃 魚町四一三〇八
-----------------	-----------

を

住宅型有料老人ホームモナトリエ	〃 魚町四一三〇八
特別養護老人ホームゆーとぴあ宇佐町	〃 宇佐町二一五一

に、

有料老人ホームのぞみ	〃 陣原三一二五一
------------	-----------

を

有料老人ホームのぞみ

〃 陣原三一二五一

に、

特別養護老人ホーム杜の家

〃 大字畑六九六一二

特別養護老人ホーム恵の家

〃 岡垣町大字高倉五七八一一番地

を

特別養護老人ホーム恵の家

〃 岡垣町大字高倉五七八一一番地

に改める。

特別養護老人ホームあゆみの里

〃 鍋田二一〇一六

三 身体障害者支援施設の項中

身体障害者療護施設梅香苑	飯塚市大日寺字番匠ヶ原二二三〇一
--------------	------------------

を

障害者支援施設梅香苑	飯塚市大日寺字番匠ヶ原二二三〇一
------------	------------------

に、

社会福祉法人朝日会身体障害者療護施設西友苑	田川郡福智町神崎一五三三番地一五一
-----------------------	-------------------

を

障害者支援施設西友苑	田川郡福智町神崎一五三三番地一五一
------------	-------------------

に改める。